

## 仁濤会役員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、公益社団法人仁濤会（以下「本法人」という。）の定款第29条の規程に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員は無報酬とする。

### (費用)

第4条 本法人は、役員がその職務を行うために要する費用については、これを請求のあった日から遅延なく支給するものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(本規程の改廃)

第5条 本規程の制定・変更及び廃止は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月4日から施行する。